

4. その他

会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

資産除去債務に関する会計基準

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号 平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号 平成 20 年 3 月 31 日）が平成 22 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、経常利益は 269 百万円、税金等調整前中間純利益は 3,851 百万円減少しております。